

『明治前期の災害対策法令 第一巻 (一八六八—一八七〇)』

(2018年3月30日 初版第1刷発行 ISBN978-4-8460-1685-2)

正誤／訂正表

凡例

- ① (誤) の欄の赤字下線の部分は、(正) の欄では削除または訂正されている部分であることを示す。
 ② (正) の欄の赤字波線の部分は新たに挿入された部分であることを示す。

頁	箇所	誤	正
x	後ろから9行目	<u>属人的な行政</u>	裁量的な行政
xii	2行目	太陰暦	旧暦 (太陰太陽暦)
xii	3行目	太陽暦	新暦 (太陽暦)
xiv	8行目	太陽暦	新暦 (太陽暦)
57	2行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
111	2行目	慶応三 (一八六七) 年	慶応三年
111	2-3行目	明治一〇 (一八七七) 年度	明治一〇年度
148	1行目	<u>上に述べた</u> 、「七月二十五日ヨリ本月十六日マテ米穀輸出ヲ許ス」(明治元戊辰年八月、第七〇六)	「七月二十五日ヨリ本月十六日マテ米穀輸出ヲ許ス」(明治元戊辰年八月、第七〇六)
166	14行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
166	後ろから4行目	「県治条例中窮民一時救助規則」	「『県治条例』中窮民一時救助規則」
187	後ろから5行目	例えば <u>「本件が問題にしている」</u> 関東地域では	例えば関東地域では
205	14行目	官軍	政府軍
347	後ろから6行目	東京城	皇城
395	2行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
398	6行目	(県治条例中窮民一時救助規則)	(「県治条例」中窮民一時救助規則)
398	10行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
400	9行目	糺判	糾判
419	9行目	『大蔵 <u>所</u> 沿革志』	『大蔵省沿革志』
569	後ろから2行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
571	後ろから3行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
572	6行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
574	9行目	極 <u>小</u> 化	極少化
575	後ろから2行目	県治条例中窮民一時救助規則	「県治条例」中窮民一時救助規則
707	後ろから3行目	極 <u>小</u> 化	極少化
736	3行目	二七	二八
736	5行目	二八一	二八二
736	6行目	二八〇	二八一
781	後ろから3行目	今度民部御引離 <u>の</u> 事、格別 <u>の</u>	今度民部御引離之事、格別之
781	後ろから2行目	不相済と <u>の</u> 御誠意より	不相済と之御誠意より
808	8行目	主務ヲ定メ <u>ト</u> ス	主務ヲ定メ <u>マ</u> トス
825	12行目	東京城	皇城
829	9行目	<u>属人的</u> 処理	裁量的処理
889	後ろから2行目	一八七一・八 <u>二九</u>	一八七一・八 [・二四]
892	1-4行目	本稟定書は、「開墾局ヲ設ケ開墾施行ノ順序正院稟定書ヲ頒ツ」(明治四辛未年二月、民部省第三)に、別紙として収録されている(『法令全書(明治四年)』、四六五-四六七頁)。明治四年正月、民部省は <u>正院</u> に開墾施行に関する伺いを提出し、その裁可を得た。この開墾施行に関する <u>正院稟定書</u> を、民部省は二月に達をもって頒布したのである。以下、 <u>正院稟定書</u> の論旨を抜粋文にて示す。	本稟定書は、「開墾局ヲ設ケ開墾施行ノ順序正院稟定書ヲ頒ツ」(明治四辛未年二月、民部省第三)に、別紙として収録されている(『法令全書(明治四年)』、四六五-四六七頁)。 <u>「法令名に「正院稟定書」とあるが、これは「法令全書」記載上の誤りで、正しくは「太政官稟定書」である。</u> 明治四年正月、民部省は太政官に開墾施行に関する伺いを提出し、その裁可を得た。この開墾施行に関する太政官の稟定書を、民部省は二月に達をもって頒布したのである。以下、稟定書の論旨を抜粋文にて示す。
935	(3) 見出し	<u>属人的な行政</u>	裁量的な行政
同	後ろから6行目	<u>属人的な行政</u>	裁量的な行政
937	後ろから2行目	<u>属人的な行政</u>	裁量的な行政
937	7行目	<u>属人的な処分</u>	裁量的な処分
945	後ろから2行目	東京城	江戸城
1019	14-15行目	吉川秀造「明治政府の貸附金(二)」(京都大学『経済論叢』、第二九巻、第五号、一九二九年一月)。 【明治元年第八四二(六八-二五)】	1013頁最終行と1014頁の最初の行の間に移動。 ※「キッカワ」を「ヨシカワ」と読み違えたための訂正。
1023	後ろから5行目	一九六八年 <u>一二月</u>	一九六八年五月
索引 I	左段 下から4-5行目	(〔家税〕の項目)	索引I8頁左段の【や】の筆頭に移す。 ※「ヤゼイ」を「イエゼイ」と読み違えたための訂正。